

公益財団法人原子力安全技術センター行動計画

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用
環境の整備を目標とするため、次の行動計画を策定する。

○計画期間 令和5年2月1日～令和8年1月31日までの 3年間

○目標

目標：常勤職員（男女）の個人の所定外労働時間を月平均10時間以内とする。

○取組内容・実施時期

取組内容：組織全体及び各部署で毎月の長時間労働の是正に取り組む。

令和5年 2月～ 各部署において、毎月の部署の所定外労働時間数を把握し、役員に報告する。

取組内容：職業生活と家庭生活の両立のため、週1日以上の日付を定める。

令和5年 2月～ 各部署において、毎月の日付の達成割合を測定し、役員に報告する。また、日付の達成割合が月平均50%に達しない場合は、課題を分析し改善策を検討する。

取組内容：所定外労働時間について毎事業年度検証し、継続的な削減を図る。

令和5年 2月	直近事業年度（令和4年度）の年間所定外労働時間の合計から管理監督者を除く常勤職員（以下「常勤職員」という。）の個人の月平均所定外労働時間を算出し状況を検証する。
令和6年 4月	直近事業年度（令和5年度）の年間所定外労働時間の合計から常勤職員の個人の月平均所定外労働時間を算出し状況を検証する。
令和7年 4月	直近事業年度（令和6年度）の年間所定外労働時間の合計から常勤職員の個人の月平均所定外労働時間を算出し状況を検証する。
令和8年 4月	直近事業年度（令和7年度）の年間所定外労働時間の合計から常勤職員の個人の月平均所定外労働時間を算出し状況を検証する。

以上